

平成30年8月31日
午前8時30分解禁

報道関係者各位

平成30年8月30日
照会先
岐阜労働局労働基準部賃金室
室長 奥谷 眞児
専門監督官 加賀 勝仁
電話 058-245-8104

岐阜県最低賃金を改正します。

- 10月1日から時間額825円に -

- 1 岐阜労働局長（稲原 俊浩）は、本年10月1日から岐阜県最低賃金を、時間額800円から825円（引上げ額25円、引上げ率3.13%）に引き上げることとしました。
 - 2 引上げ額、引上げ率ともに、時給で決まるようになった平成14年度以降では最高となります。
 - 3 岐阜県内の全事業場（約6万8千）及びそこで働くすべての労働者（パート、アルバイトを含め約76万人）に適用されるもので、改定による影響率（ ）は14.1%、5万人以上の労働者の賃金引上げが必要となる見込みです。
 - 4 岐阜労働局では、自治体広報紙等への掲載、ポスターの各所への掲示、リーフレットの配布などにより、助成金制度も含めて周知広報を行います。
- （ ）「影響率」とは、6月に実施した「最低賃金実態調査」（対象：製造業99人以下、非製造業29人以下の事業場）における改定後の最低賃金額（825円）未満の労働者の割合（推計値）です。

添付資料 岐阜県最低賃金の推移